

乳児等通園支援の「量の見込み」等の見直しについて

1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付制度



(1) 対象児童

0歳6か月～満3歳未満の未就園児

(2) 実施施設

事業の認可を受けた保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等

(3) 実施方法

- ①余裕活用型・・・保育所等において利用児童が定員に達しない場合に定員の範囲内で受け入れ
 - ②一般型（在園児合同又は専用室独立）・・・保育所等の定員とは別に定員を設定
- ※各実施事業者が実情に合った実施方法を選択の上、認可申請し、市が認可を行う。

(4) 利用可能時間

こども一人当たり「月10時間」を上限とし、時間単位で利用可能

(5) 利用方法

保護者は、国が整備する総合支援システムを利用して、子どもの情報の登録・事業所の予約等を行う。

(6) 利用料金等

現在、国で整理中であり、給付費については、12月下旬頃に提示予定

(7) 制度的位置付け

令和7年度「地域子ども・子育て支援事業」

→乳児等通園支援事業として制度化され、市町村が地域の実情に応じ実施

令和8年度「乳児等のための支援給付」

→対象となる全ての子どもに、乳児等支援給付を受ける権利が生じるため、全市町村での実施が必須

(8)今後のスケジュール

- 12月 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例議案の上程
- 2月 事業者の認可・確認の書類審査
子ども・子育て会議開催（事業者の認可・利用定員の確認）
- 3月 事業者の認可・確認

2 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容の見直し

「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.3）（令和7年9月29日付）」に基づき、見直しを行う。

(1) 量の見込み(必要利用定員総数)の考え方

量の見込み		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	未就園児数…①	144	140	137	135
	利用見込み未就園児数…②	14	16	21	27
	必要受入れ時間数…③	140	160	210	270
	必要利用定員総数…④	1	1	2	2
1歳児	未就園児数…①	280	274	267	262
	利用見込み未就園児数…②	42	49	64	78
	必要受入れ時間数…③	420	490	640	780
	必要利用定員総数…④	3	3	4	5
2歳児	未就園児数…①	232	235	230	224
	利用見込み未就園児数…②	46	56	73	89
	必要受入れ時間数…③	460	560	730	890
	必要利用定員総数…④	3	4	5	6

①未就園児数=人口推計-保育利用推計

②利用見込み未就園児数=①未就園児数×(A)年齢別割合×(B)年度別割合

(A)年齢別割合…0歳児:20%、1歳児:30%、2歳児:40%

※アンケート調査結果より、未就園児の年齢別の利用見込み割合を設定

(B)年度別割合…令和8年度:50%、令和9年度:60%、令和10年度:80%、令和11年度:100%

※初期は利用が少なく、制度の周知が進むことで利用が増えると想定して設定

③必要受入れ時間数=②×10時間(月)

④必要利用定員総数=③÷176時間(定員一人ひと月あたりの受入れ可能時間数)

(2) 確保方策(確保の内容)の考え方

必要利用定員総数を確保できるよう、受入れ体制の整備に取り組む。

乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「乳児等通園支援による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な体制を計画的に整備していきます。なお、乳児等通園支援については、教育・保育提供区域を市内全域の1区域とします。

(人)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み (必要利用定員総数)	1	1	2	2
	確保方策	1	1	2	2
1歳児	量の見込み (必要利用定員総数)	3	3	4	5
	確保方策	3	3	4	5
2歳児	量の見込み (必要利用定員総数)	3	4	5	6
	確保方策	3	4	5	6

必要利用定員総数=必要受入れ時間数(※1)÷176時間(定員一人ひと月あたりの受入れ可能時間数)

(※1)必要受入れ時間数=対象年齢の未就園児数×利用割合(※2)×10時間(月)

(※2)利用割合=年齢別割合×年度別割合

(年齢別割合)0歳児:20%、1歳児:30%、2歳児:40%

(年度別割合)令和8年度:50%、令和9年度:60%、令和10年度:80%、令和11年度:100%

提供体制確保方策の考え方

- 制度の周知が進むことで利用者が増えることを想定し、必要利用定員総数を確保できるよう、受入れ体制の整備に取り組みます。

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけること等により、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めます。